［削る］

（光ディスクの構造）

第十八条　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二　日本工業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第十九条　この省令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条、第二十一条及び第二十二条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。）は、次の各号に掲げる書類（第二十条、第二十一条及び第二十二条において「申請書等」という。）の提出とする。

一　第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

二　第五条に規定する届出書

三　第六条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類

四　第七条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類

五　第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

六　第九条に規定する届出書

七　第十条に規定する届出書及び同条の規定による添付書類

八　第十条の二に規定する申請書及び証明書

九　第十条の三に規定する申請書及び証明書

十　第十条の四に規定する届出書

十一　第十一条に規定する届出書及び同条の規定による添付書類

十二　第十二条の二に規定する報告書

十三　第十四条に規定する報告書

［削る］

（事前届出）

第二十条　前条の規定に基づき申請書等を提出しようとする者は、様式第二十一による電子情報処理組織使用届出書を経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

［削る］

［削る］

2　法第十一条第二項の申請書の提出については、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第十八条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第十九条　第十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

2　第十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第二十条　第十七条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日